



医政参発 0629 第 1 号
医薬総発 0629 第 1 号
令和 8 年 6 月 29 日

各 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局参事官
（医療情報担当）
（公印省略）
厚生労働省医薬局総務課長
（公印省略）

令和 8 年度版「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び
「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル
～医療機関・薬局・事業者向け～」について

日頃より厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関及び薬局のサイバーセキュリティ対策において優先的に取り組むべき事項については、これまで、令和 7 年度版「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」（令和 7 年 5 月 14 日付け医政参発 0514 第 1 号、厚生労働省医政局医療情報担当参事官通知別添 1）及び令和 7 年度版「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」（令和 7 年 5 月 14 日付け医政参発 0514 第 3 号・医薬総発 0514 第 3 号、厚生労働省医政局医療情報担当参事官・厚生労働省医薬局総務課長連名通知別添 1）（以下「チェックリスト」という。）並びに令和 7 年度版「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関等・事業者向け～」（両通知別添 2）（以下「チェックリスト等」という。）により示してきたところです。

今般の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 7.0 版」（令和 8 年 6 月 29 日付け産情発 0629 第 1 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添）の策定を踏まえ、チェックリスト等について、一部項目の見直しを行うとともに、これまで「医療機関確認用」と「薬局確認用」に分かれていたチェックリストについて、項目が共通であることを踏まえ、本改定より統合し、令和 8 年度版「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び令和 8 年度版「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・薬局・事業者向け～」として、別添 1 及び 2 のとおり改定しました。



貴職におかれましては本通知の内容を御了知の上、関係団体及び関係機関等へ周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないよう御配慮願います。